

盛岡広域振興局長告示第78号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年9月6日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
岩手郡雫石町源大堂38番14及び38番15	31.52	4.00	平成28年8月22日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び岩手郡雫石町役場に備えておいて縦覧に供する。